

仕様書

京都市産業観光局中央卸売市場第一市場

(担当：高田、岡村 TEL:075-311-6251)

件 名	産業廃棄物収集運搬処理業務（混合廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等））						
契約期間	契約日の翌日から令和8年10月30日まで						
収集場所	中央卸売市場第一市場（京都市下京区朱雀分木町80番地他）						
契約等の条件	1 見積及び契約 (1) 見積書の提出は、京都市競争入札有資格者に限る。(3)で見積者が指定する業者も京都市競争入札有資格者に限る。 (2) 見積書の記載事項について、宛先は「京都市長」とし、見積の内容が収集運搬と処分、収集運搬のみ、処分のみいずれかが分かるように明記すること。 また、見積金額の税込、税抜の別を記載し、見積担当者の氏名を記載すること。処分については、収集運搬費に作業要員費用を含めることとし、産業廃棄物の種類ごとの処分単価も記載すること。 (3) 見積者が、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業いずれかの許可のみを受けている場合は、自己の許可に係る業務の分のみ見積書を作成し、許可を受けていない業務の分については、見積者が指定する業者からの見積書（(2)見積書の記載事項の記載が必要です。）を入手し添付すること。 (4) 契約決定業者と京都市は、関係法令に基づく委託契約書を締結する。 (3)の見積者が指定する業者がある場合は、その業者と京都市は、関係法令に基づく委託契約書を別途契約する。 (5) (4)の委託契約書を交わす際、契約決定業者（(3)の見積書が指定する業者を含む。以下「受託者」という。）は、本市が指定する自己の許可に係る様式において、業務に関する「産業廃棄物収集運搬受託者記入欄」、「産業廃棄物処分受託者記入欄」について記入したものと、産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処分許可証を提出すること。 2 業務の内容 本業務の受託者は、京都市契約事務規則、廃棄物処理法等の関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき、次の産業廃棄物を現在の設置場所から運搬車両に積み込み、処分場所に搬入し、適正に処分すること。 (1) 収集運搬・処分する廃棄物の種類及び数量 産業廃棄物（混合廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等）） 30.00m³程度 ※ 上記の現物確認を希望する場合は、担当者に申し出たうえ、日程調整すること。申し出当日等の確認には沿えない場合があるため、余裕をもって申し出ること。 ※ 数量は若干前後する可能性がある。 ※ 収集場所（下記(2)参照）には、処分対象に含まれない物資等も保管されているため、実際の処分に当たっては、第一市場担当者の指示を仰ぐこと。 (2) 廃棄物の収集場所及び数量 <table><tr><td>収集場所</td><td>階数</td><td>数量（m³）</td></tr><tr><td>青果3号棟警備室</td><td>1階</td><td>約30</td></tr></table> ※ 冷蔵庫1台含む（廃棄に係る手数料については、委託業者が負担するものとする。）。	収集場所	階数	数量（m ³ ）	青果3号棟警備室	1階	約30
収集場所	階数	数量（m ³ ）					
青果3号棟警備室	1階	約30					

	(3) 留意事項 ・ 収集場所から収集運搬車両までの運搬は、受託者が行うこと。 ・ 駐車場所に駐車可能な収集運搬車両について、第一市場担当者と受託者の協議により決定することとする。 3 収集日・時間 令和8年9月16日（水）午前中を予定している。
契約等の条件	4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付等 本業務の受託者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入のうえA票を第一市場担当者に手交し、業務完了後、B2票、D票及びE票を同担当者に送付すること。 ※ マニフェストの発行等、手続に要する費用は受託者が負担すること。 5 その他 (1) 業務実施中に発生した事故・負傷等について、京都市は一切の責任を負わない。 (2) 本仕様書に明記のない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

収集運搬車両動線

